

新婚ハッピー住まいる補助金の手引き

糸魚川市では結婚に伴う新生活を応援するため、今年度結婚した世帯に対し、住宅にかかる費用の一部や引越費用を補助します。補助金の説明を聞きたい方、申請したいとお考えの方などは、事前にご相談ください。

1 対象となる世帯 次の項目を全て満たした場合に対象世帯となります。

- 婚姻日が令和6年1月1日から令和7年3月31日であること
- 申請時に夫婦ともに糸魚川市に住民登録があり、かつ申請時に夫婦ともに補助対象となる住宅に住所があること
- 夫婦ともに補助金の交付日から2年以上継続して糸魚川市に住む意思があること
- 夫婦ともに過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと
- 夫婦ともに市税を滞納していないこと
- 暴力団と関わりがないこと

2 対象となる費用

対象となるのは次のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日に支払った費用です

<input type="checkbox"/> 住宅取得費用 (新築・中古)	<p>住宅を購入した費用で、婚姻日かつ同居日以降の費用</p> <p>※婚姻日より前に取得した住宅の場合、婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅が対象となります</p> <p>※建築業者に支払った費用、住宅ローンの費用のいずれかが対象となります ただし、住宅ローンを組む場合は、金融機関への住宅ローンの支払費用が対象となります</p> <p>※土地の購入費用、住宅ローンの利息及び手数料は対象となりません</p>
<input type="checkbox"/> 住宅リフォーム費用	<p>住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用で、婚姻日かつ同居日以降の費用</p> <p>※倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用は対象外です</p> <p>※婚姻日より前にリフォームした住宅の場合、婚姻日から起算して1年以内に実施（発注契約）した住宅が対象となります</p> <p>※建築業者に支払った費用、住宅ローンの費用のいずれかが対象となります ただし、住宅ローンを組む場合は、金融機関への住宅ローンの支払費用が対象となります</p> <p>※住宅ローンの利息及び手数料は対象となりません</p>
<input type="checkbox"/> 住宅賃借費用	<p>住宅の賃料、共益費で、婚姻日かつ同居日以降の費用</p> <p>※賃料、共益費は5か月分を上限とします</p> <p>※駐車場代、物件の清掃代、鍵の交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入費、火災保険料、家財保険料は対象となりません</p> <p>※会社からの住宅手当や市の住宅に関する補助金、生活保護の住宅扶助等を受けている場合は、その分を差し引いて計算します</p>

□引越費用	結婚のための引っ越しであって、引越業者や運送会社に支払った費用 ※引っ越しの手伝い等で個人に支払ったものは対象となりません ※不用品の処分費用、自分で借りたレンタカー代も対象となりません
-------	---

※上記のほか、不明な点があれば担当にお問い合わせください。

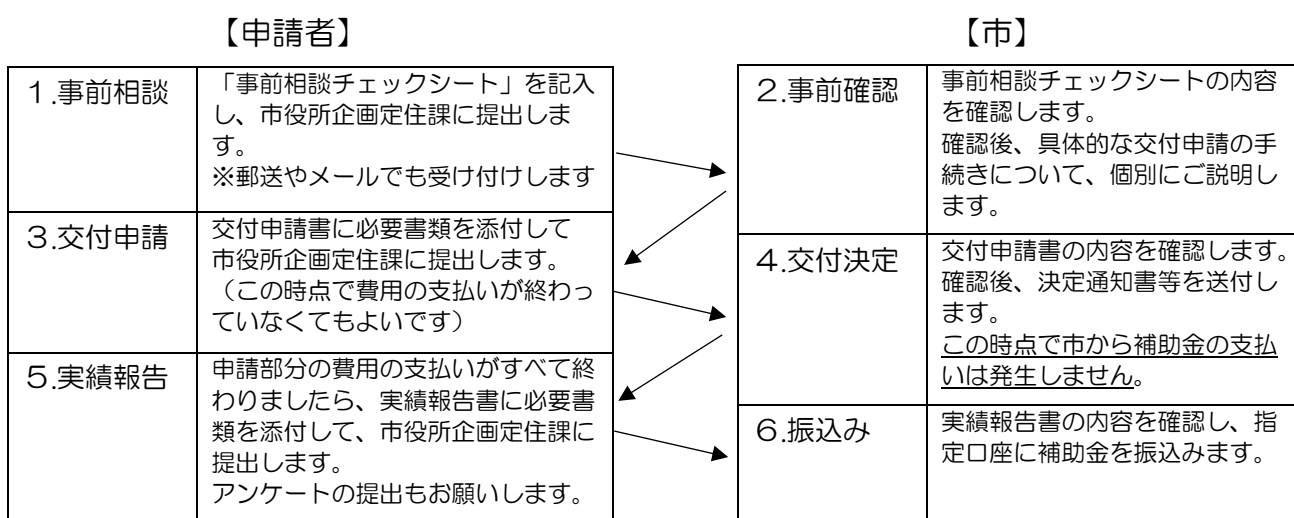
3 補助上限額 50万円

- ※実際に支払った経費に対して補助します。
- ※1,000円未満は、切り捨てて計算します。



4 申請の流れ

申請手続きの流れは次のとおりです。
手続きに必要な書類は、次のページをご確認ください。



所得金額と奨学金返済額の確認について～お願い～

ご確認
ください

当補助金に所得の要件はありませんが、夫婦ともに39歳以下の世帯については、国県の補助制度を活用するため、その手続きに必要な、①所得金額と②貸与型奨学金の返済額の確認を行います。お手数をおかけしますが、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

①所得金額の確認方法

【4～6月に申請する場合】令和5年度課税分（令和4年の所得）の確認します

- 令和5年1月2日以降糸魚川市に転入されてきた方は、交付申請の時に所得証明書の添付をお願いします。（令和5年1月1日時点の住所地で発行されます）

【7～3月に申請する場合】令和6年度課税分（令和5年の所得）を確認します

- 令和6年1月2日以降糸魚川市に転入されてきた方は、交付申請の時に所得証明書の添付をお願いします。（令和6年1月1日時点の住所地で発行されます）

◇それ以外の方は、ご本人の同意の上で、市補助金担当部署から市税務担当部署に照会・確認させていただきます。

②貸与型奨学金の返済額

①と同じ期間の返済額を確認します。返済がある方は、返済金額のわかるものをご準備ください。

5 手続きに必要な書類

申請の流れ	書類の種類
事前相談のとき	<input type="checkbox"/> 事前相談チェックシート
交付申請のとき	<input type="checkbox"/> 交付申請書（様式第1号）
	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本の写し ※婚姻日：令和6年1月1日～令和7年3月31日であること
	<input type="checkbox"/> 夫婦の住民票の写し ※夫婦が同一世帯であることを確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 住宅を取得したときの契約書の写し（該当する場合） ※住宅の売買契約書など ※契約日、金額、契約者が確認できるもの ※領収書（支払いが済んでいる場合）
	<input type="checkbox"/> 住宅をリフォームしたときの契約書等の写し（該当する場合） ※住宅リフォームの請負契約書など ※契約日、金額、契約者が確認できるもの ※領収書（支払いが済んでいる場合）
	<input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し（該当する場合） ※家賃や費用の内訳が確認できるもの ※契約日、金額、契約者が確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 引越費用に係る見積書等の写し（該当する場合） ※費用の内訳がわかるもの ※領収書（支払いが済んでいる場合）
	<input type="checkbox"/> 同意書兼誓約書（様式第2号）
	<input type="checkbox"/> 所得証明書（夫婦ともに39歳以下で、転入されてきた方） 令和__年度の課税分（令和__年分の所得） 所得証明書は、令和__年1月1日時点での住所地で取得をお願いします （2ページを確認して、下線を埋めてください）
<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額がわかるもの（夫婦ともに39歳以下で該当ある場合） ※奨学金返還額証明書、もしくは通帳等返済額が確認できるもの 令和__年1月1日～令和__年12月31日の返済額 （2ページを確認して、下線を埋めてください）	
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類（)	
実績報告のとき	<input type="checkbox"/> 実績報告書（様式第4号）
	<input type="checkbox"/> 対象費用を支払ったことがわかる領収書等
	<input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（様式第5号）（該当する場合） ※住宅賃貸費用の補助を受ける世帯で、かつ給与所得者の場合は、住宅手当の支給がなくても提出が必要です
	<input type="checkbox"/> 事業に対するアンケート
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類（)	

【添付書類の発行場所】※発行には手数料がかかります

- ・婚姻届受理証明書、戸籍謄本、住民票：市役所市民課住民係、青海事務所住民係、能生事務所住民係

6 交付申請受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※申請前に、必ず事前相談を行ってください。(事前相談受付期間：令和7年2月28日まで)

7 補助対象期間内に対象経費が発生しない場合、または年度内に補助上限額に達しない場合

①今年度、補助対象世帯となるものの費用が発生しない場合

→今年度中に交付申請を行う必要があります。(申請内容を確認後、市から「交付対象者認定通知書」を交付します) 次年度に再度申請が必要になりますが、添付書類の一部が省略できます。

②年度内に補助上限額に達しない場合

→今年度中に交付申請を行い、さらに次年度に再度申請することで、補助上限額の残額分を継続して補助を受けることができます。

※次年度になりましたら、忘れずに申請手続きをお願いします。(ただし、次年度の交付を確約するものではありません)

8 交付決定の取り消しおよび返還

交付決定者が、虚偽や不正な手段により補助金の交付を受けたときなど、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した補助金の全部または一部の返還を命ずる場合があります。

9 その他

◇別紙「Q&A」もご覧ください。

【担当・問合せ先】

糸魚川市企画定住課 企画政策係

電話 025-552-1511(代)

F A X 025-552-1090

Mail kikaku@city.itoigawa.lg.jp

(06.04.01)